

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2003-514342(P2003-514342A)

【公表日】平成15年4月15日(2003.4.15)

【出願番号】特願2001-519511(P2001-519511)

【国際特許分類】

H 0 1 M 4/02 (2006.01)

H 0 1 M 4/40 (2006.01)

H 0 1 M 4/58 (2006.01)

H 0 1 M 4/62 (2006.01)

H 0 1 M 10/40 (2006.01)

【F I】

H 0 1 M 4/02 D

H 0 1 M 4/40

H 0 1 M 4/58

H 0 1 M 4/62 Z

H 0 1 M 10/40 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月17日(2007.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 カーボンナノチューブを含む、再充電可能なリチウム電池用アノードであって、該ナノチューブが、それらの中に、組成全体にわたりリチウムとの合金を可逆的に形成し得るアルミニウム、錫、アルミニウム若しくは錫を含む金属合金、又はケイ素から選ばれる金属又はメタロイドを含む該アノード。

【請求項2】 カーボンナノチューブが、高分子バインダーにより共に結合している請求項1に記載のアノード。

【請求項3】 高分子バインダーと可塑化溶剤の両方を含む請求項2に記載のアノード。

【請求項4】 請求項1～3のいずれか1項に記載のアノード、可逆性カソード、及び電解質を導入した再充電可能なリチウム電池。